不利益処分基準 (公表用)

様式第4号

| | | | | 1 1 4 11111 / 2 24 | <u> </u> | | 所管剖 | 3 (局)・課 | 健康福祉本部 | 薬務課 |
|---------|---|--|----------|---|---|--|--|--|---|------------------------------|
| 法 | <u>수</u> | 名 | 温泉法 | | | 法令の社 | 番号 | 昭和23年法 | 律第125号 | |
| 不利 | 刊益久 | 上分の種類 | 登録の取消し | | 根拠条 | : 項 | 第25条 | | | |
| 処 分 基 準 | ① I I I I I I I I I I I I I I I I I I I | 温)、条次のでは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、など | 析を行う者では、 | 25条第1項各号)のいる 24条)、第1項各号)のに温泉法続いる 24条)、では最近の手続いまた。 24条のでは、 25条のでは、 25をのでは、 25を | 9条分の名は、1項ので | 及び第2項)、 (2項)、 (3) (2項)、 (3) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | 変更の届 この この この この この この 、 条合 を る る を る を る を る の ま の る の る の る る る を る を る を る を る を る を る | 出 (第20条 登録分析機関 に基づく命令 項第3号)が、 ものであるで もするもので とき。 | を)、廃止の届出 の登録に関し必 の規定に違反し 、温泉成分分析 と。 あること。 なくなった日か | 要な事項 (第 2 たとき。 を適正に実施す |
| 対応区分 | 1 2 | 聴聞の実施 弁明の機会 | | | 交付 機関 | 薬務課 | | | 目次 NO | 7 |